

申告は

2月16日

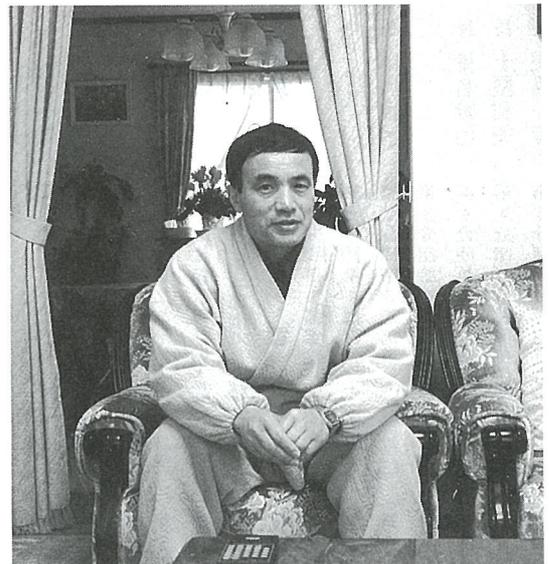
還付申告は 2月16日
以前でも
税務署で受付 けます

確定申告をする義務のない方でも次のような場合は、申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ① マイホームをローン等で取得した場合
- ② 多額の医療費を支払った時
- ③ 災害や盗難にあった時
- ④ 年途中で退職し、再就職していない場合



性分ですから
やるべきことなら 早く済ませたい



原方 矢野 眞成さん (3年前に茨城から転入)

定年と同時に申告をするようになりました。始めは自分で本を買って勉強、申告書を書き提出しました。今は、データーをワープロに入力したり、また経済に関する切りぬき等をスクラップ整理しています。

お父さん！ うちは、申告いつするの？

子供 「お父さん、うちは確定申告はいつするの？」
父 「所得税の申告期限は3月15日だから、まあぎりぎりだな」
子供 「あれ？ぼくがぎりのぎりになって夏休みの宿題をやっていたら、そんなものは夏休みが始まったら最初に済ますもんだ」
父 「そうだな／お前の言うとおりだ。いやー、まいった、まいった」
◎申告は、もれなく正しくお早めに！

青色申告にしてみませんか

青色申告は、正確な記帳に基づいて自主的に正しい所得を計算し申告することです。平成5年から「青色申告特別控除」も創設され、ますます有利になった青色申告にしてみませんか。
むしろ詳しい手続はいりません。青色申告をしようとする年の3月15日までに、「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。



税のプロムナード

『医療費控除と保険金』

本人はもちろん家族が病気やケガをしたとき、当人の苦しみに加えて大きくなるのが入院費等の費用です。そうなる精神的にも金銭的にも心配がいっぱいになります。
そんなとき、「医療費控除」という制度があることをご存じですか。
この制度は、入院費等の治療に必要な費用のうちから一定額を、税金を計算する際に所得税から差し引くことにより、税金の還付が受けられたり、納税額が少なくなったりするものです。
なお、生命保険及び損害保険会社等からの医療費の補てんがあるときは支払った医療費から差し引いて計算することになっています。

問合せ 銚子税務署 ☎

0479-21571

役場税務課 ☎121

1内線143